# 愛知地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

愛知労働局一般公示 第145号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、愛知地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合又は関係使用者団体は、下記「愛知地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年2月19日

愛知労働局長 小林 洋子

記

# 愛知地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

### 1 推薦資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法 (昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合であって、愛知労働局の 管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

# 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の各号のいずれにも 該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

(1)推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、 推薦に当たっては、推薦書に内諾書を添付して提出すること。

- (2)推薦締切年月日 令和7年3月12日(水)
- (3)推薦書の提出先

愛知労働局 労働基準部 賃金課

(名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階)

愛知労働局長 殿

推薦者(代表) 住 所 氏 名

記

ふりがな 氏 名				生 年 月 日		年	月	月	年 齢	歳
	(〒	_	)							
現住所										
	電話番号				e-mail					
現職										
公職につ										
いても全										
て記入し てくださ										
V.										
	(〒	_	)							
勤務先										
所 在 地										
	電話番号			e-	-mail					
主な略歴										

内 諾 書

愛知労働局長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、愛知地方最低賃金審議会委員に任命されましたときには、就任することを内諾します。